

新優生学の「自由」について

——デザイナー・ベビー議論における「開かれた未来への権利」の検討

赤塚 京子*

要旨

本稿の目的は、デザイナー・ベビー議論における「開かれた未来への権利」の検討を通じて、新優生学思想の背景にある「自由」の一端を明らかにすることである。親の自己決定を推奨し、生殖補助技術を通じて「望ましい」子どもを持つことを擁護する新優生学であるが、生まれてくる子どもの自由にも一定の配慮を示している。具体的には、J. Feinberg によって提唱された「開かれた未来への権利」を侵害しない操作のみを親に許可することで、子どもを守ろうとしている。本稿の流れとしては、まず「開かれた未来への権利」を紹介する。続いて、デザイナー・ベビー議論において、どういった遺伝子操作が許容ないしは禁止されているかを確認し、検討を加えたい。結論では、「開かれた未来への権利」によって子どもの自由をどこまで守ることができるのか疑問が残る一方で、極端な操作をしない限り、親の自由が依然として担保されていることを述べる。

キーワード：新優生学、デザイナー・ベビー、「開かれた未来への権利」

1. はじめに——問題の所在と本稿の目的

1.1. 新優生学の登場

生殖補助技術（Assisted Reproductive Technology ; ART）¹の発展に伴って生殖のあり方が大きく変化したことにより、親（カップル）の生殖における選択の幅は拡大してきた。しか

* 京都大学大学院 人間・環境学研究科 博士後期課程／日本学術振興会 特別研究員 (DC2)

¹ 通常、ART として想定されるものとして、人工授精、体外受精、顕微授精、配偶子提供や代理懐胎などが挙げられる（菅沼 2012）。本稿は、遺伝子操作技術を用いて望ましい子どもをつくるデザイナー・ベビー技術を念頭に執筆されているが、こうした技術は現時点では思考実験レベルにとどまるもので実現されていない。

しながら、子どもを持ちたいと願う親の希望が叶えられてきた一方で、こうした技術には一定の批判が向けられてきた。たとえば、着床前診断に関して言えば、遺伝性疾患に罹患した胚の破棄を認める背景には、障がいのない子のほうがよいという優生思想があり、社会に対する障がい者差別を助長するのではないかという声が障がい者団体を中心に寄せられている（杉浦 2012）。こういった優生思想にまつわる問題は、既存の技術的問題を乗り越え、診断の精度があがっていけばいくほど、露呈してしまうものなのかもしれない。

将来的に、遺伝子診断や遺伝子操作といった子どもの質を求める ART が更に発展していく可能性があるが²、その際に先に述べたような優生学的な問題に直面することは避けがたい。他方、近年の生命倫理学では、このようにそれぞれの親が ART を用いて生まれくる子どもの質を選別・改善することを（過去の優生学とは異なった）新優生学として擁護する議論がしばしば見受けられる。

現在のところ、新優生学には明確な定義が与えられておらず、各論者の立場によって捉え方に若干の違いはあるものの、その主な特徴として、①（親の）自己決定の尊重（松原 2000; 霜田 2003; Agar 2004; 桜井 2007）、②多元的価値観の尊重（Buchanan et al. 2000; Gosden 2000=2002; Agar 2004）③（既に存在している人に対する）排除や選別ではなく、（胚や胎児の段階での）治療ないしは改良を目指す（Sinsheimer 1969; 松原 2000; 金森 2005; 桜井 2007）、といった点があげられる³。すなわち、過去の優生学が強制力を伴いながら、一元的な「望ましい」人間像を人々に押し付け、そこから逸脱する者たちを選別・排除していたのに対し、新優生学は、それぞれの親の「望ましき」を尊重し、それに基づいた自発的な決定を推奨しているという点で、過去の優生学のように他者の人権や尊厳を踏みにじるものではないとみなされており、一定の支持を得ているのである。

以上が新優生学の主な特徴ではあるが、自己決定や多元主義の尊重を表向きの装いとし

² たとえば、米国の「23 アンドミー」という遺伝解析会社は、利用者の唾液を採取し、そこに含まれる DNA を解析することによって、がんやアルツハイマーなどの病気になるリスクから、目の色や体格など 250 項目以上を判定する事業を提供している。2013 年に同社が特許を取得した手法は、利用者のデータと、不妊治療クリニックや精子バンクに保存されている配偶子や受精卵の提供者のデータとを掛け合わせることで、利用者が望む特徴を備えた子どもをつくるにあたり、最も適した遺伝子をもつ提供者を知ることが出来るというものである。（『朝日新聞』2013.10.20.）

³ 新優生学という言葉を最初に用いたのはアメリカの分子生物学者 R. Sinsheimer とされているが（松原 2000; Güvercin 2008）、その構想は彼の 1969 年の論文において発表されている。それによると、新優生学は、生殖における「適者」と「不適者」の選別や排除を絶えず要求してきた過去の優生学とは異なり、原則的には「不適者」を遺伝的に「改良」することによって、誰もが望ましい遺伝的質を備えた者になることを許可するものであるという（Sinsheimer 1969, 13）。

ながらも、その思想が前提としていることや背景に潜む価値観、論理性についての検討はまだ進んでいるとは言い難い。旧優生学との間に大幅な差異はないとして、新優生学に批判的な論者もいるが⁴、先に触れたように、過去の優生学と断絶したものとして、つまり、優生学というだけで悪とはいえないというスタンスで新優生学を捉える論者もいる。そうである以上、この新たな思想に対して何らかの価値判断を下す前に、まずはその思想を丁寧に紐解く作業が求められると言えよう。

1.2. 本稿の目的

新優生学が掲げる「自由」とは、どういったものなのであろうか。そして我々は、この「自由」を手放しで享受してよいのであろうか。本稿では、新優生学擁護論者の代表格である A. Buchanan や N. Agar の議論を手掛かりにして、新優生学が提唱する「自由」の背景に潜む価値観を明らかにしたい。

遺伝子操作を擁護する論者の多くは、程度の差こそあるものの、基本的には生殖における親の自由な決定を認めている。たとえば、『デザイナー・ベビー』の著者である R. Gosden は、自己決定に基づき、親が子どもの質を選択することを、幸福を追求する権利として認めている (Gosden 2000=2002)。また、A. Caplan らも、親が遺伝子操作を通じて希望通りの子を得ることと、既に我々が実践している教育という手段によって、子どもに習い事をさせたり、親の宗教的価値観を学ばせたりすることとの間に道徳的に重要な差異はないと考えている。したがって、教育における親の決定を認めるのであれば、遺伝子操作においてもそれを認めるべきであるとしている (Caplan et al. 1999)。

ともすると、こういった生殖の自由の拡大は喜ばしいと言えるのかもしれないが、他方、新優生学には様々な反論も出されてきた。たとえば、人間の尊厳の侵襲、(現存する) 差別や偏見の深刻化、社会的連帯意識の希薄化、格差の拡大、などの問題はしばしば議論されるトピックである⁵。しかし、こういった反対論者の懸念が、擁護派の論者に常に共有されてきたとは言い難い⁶。それは J. S. Mill にはじまる危害原則が、しばしば擁護派議論

⁴ たとえば、R. Sparrow は、新優生学と旧優生学との間に大差はないと指摘している。遺伝子操作の利用を個人に委ねた場合、際限ない競争や是正不可能な不平等が発生することにより、国家が個人の生殖の決定に介入してくる事態が想定できる。そうすると、結果的には旧来の優生学との差異が縮まってしまうことになる (Sparrow 2011, 32-42)。

⁵ こういった議論をしている代表的論者としては、J. Habermas (2003)、F. Fukuyama (2002)、L. Kass (2002)、M. Sandel (2007) などが挙げられる。本稿の目的や紙幅の関係上、これらの議論を主題的に扱うことはせず、文献情報を記載するにとどめたい。

⁶ 擁護派の論者にしばしば見られるのは、遺伝子操作の結果として引き起こされた差別や格差問題に対しては、そういった問題自体を悪であるとする認識は持ちつつも、そこか

の背景にみられることも影響しているかもしれない。たとえば、明らかな実害が及ばない以上、単に「不快である」という気分や嗜好の違いを理由に、遺伝子操作の利用を制限することはできないという J. Harris の主張からもそうした姿勢はうかがえる⁷ (Harris 2005, 13)。

とはいえ、基本的に親の生殖における自由な決定を支持している新優生学であっても、遺伝子操作によって誕生する子どもの自由に対しては一定の配慮を示してきた。その際に、しばしば援用されるのが J. Feinberg が提唱した「開かれた未来への権利」(right to an open future) である (Feinberg 1980)。これは言い換えれば、新優生学側から提示されている防波堤のようなもので、いくら親の自己決定に基づく操作であるとはいえ、この権利を侵害してしまうような操作は認められないということなる。本稿で扱う Buchanan や Agar の議論において「開かれた未来への権利」への言及があることは言うまでもないが、先述した Caplan なども、その議論において（この概念を直接用いてはいないものの）被操作者である子どもへの配慮を示している (Caplan et al. 1999)。したがって、新優生学のこういったスタンスに着目することは、この思想が無自覚に前提としている「自由」を明らかにすることに繋がると考えられる。それはまた、今後、遺伝子操作や遺伝子診断について我々がどのような態度をとるべきか考える際の一つの手がかりになるであろう。本稿においては、子どもの遺伝的質を操作して「望ましい」子どもをつくる、デザイナー・ベビー議論の文脈における「開かれた未来への権利」の検討を通じて、新優生学思想にみられる「自由」の一端を明らかにしたい。

2. J. Feinberg による「開かれた未来への権利」

2.1. 「開かれた未来への権利」とは

ここでは、J. Feinberg によって提唱された子どもの「開かれた未来への権利」の内容を簡単に紹介したい。Feinberg は、大人と子どもの権利について次のように述べている。権利には、A) 大人と子ども両者に共通する権利 (A-C-rights)、B) 大人のみに付与される権利 (A-rights)、C) 子どもの権利 (C-rights) の3種類があるという。このうち、A) 大人と子ども両者に共通する権利として具体的に想定されているのは、暴行などによって身体的危害を加

ら遺伝子操作自体に問題があるとはいえない、というスタンスである。言い換えるならば、それは技術の使用法の問題や社会問題として考えられるべきものであり、遺伝子操作の本質的問題ではないということになる。

⁷ 「個人は他者に対して、自分がしないであろうこと、したいと思わないこと、それどころか不愉快な気持ちにさせられたり、嫌悪感を起こさせるようなことをする自由があることを受け入れる準備をしなければならない」 (Harris 2005, 13)。

えられない、金銭をはく奪されないといった権利である。また、B) 大人の権利(A-rights)として想定されているのは、夜遊びや飲酒の自由、選挙権等の法的権利、および宗教活動を自由に行うといった自律的な主体者として自己決定する権利である。そして、C) 子どもの権利 (C-rights) には、大きく分けて a) 依存する権利⁸と b)将来の可能性を保護しておく権利 (rights-in-trust) の二つがある。a) 依存する権利は、簡単にいえば、子どもが自立するまで他者に世話や保護をしてもらうことが出来る権利であり、衣食住の世話を受けるといった類のことが該当する。b)の権利 は、B) 大人の権利に含まれる自律的な主体者として振舞う権利を子どもが成人するまでとっておくことができるという権利である。これにより、(今は、まだ無理であるが) 将来的に大人と同じ権利をもつ存在として振舞うことを前提に、人生における将来の可能性をなるべくたくさん残しておくことができるのである。そして、この b) の権利こそが、「開かれた未来への権利」(right to an open future) に該当する(Feinberg 1980, 124-126)。

2.2. Feinberg によるアーミッシュ教育の批判

前節では「開かれた未来への権利」の内容を簡単に確認した。では、この権利は具体的にどのような事態において侵害されたとみなされるのか。「開かれた未来への権利」を侵害する事例として、Feinberg がとりあげているのが、アーミッシュによる教育である。

アーミッシュとは、キリスト教の一派であり、18 世紀にヨーロッパからアメリカに移民してきた歴史を持つ。彼らは、アメリカに移民してきた当時のままの生活様式を現代においても厳格に実践しており、車や電気製品など現代社会で一般的に使用されている技術を拒みながら、農耕や牧畜を基本とした自給自足の生活をしている。アーミッシュは教育においても独自の方針をとっており、聖書を理解できる程度の基本的な読み書きと生活に必要とされる最低限の算術などを、中学生程度の年齢を目安に共同体内で教えている。したがって、アーミッシュの子どもは、一般的な家庭の子どものように公立学校に通うということはない。ただし、アーミッシュの特殊な教育を受けるということは、将来的に立派なアーミッシュとして生きていくことが前提とされており、言い換えれば、公立学校を出た子どもたちが選択しうるであろう職業に就くことは想定されていない。たとえば、医者やシステム・エンジニア、科学者、法律家といった現代のアメリカで追求されている他のあらゆる生き方を選択することはできないということになる。

Feinberg は、こういったアーミッシュの教育を批判する。なぜなら、この特殊な教育によ

⁸ ただし、Feinberg によると、依存する権利は子どものみに適応されるのではなく、大人であっても自己決定が困難な障がい者などにも適応される (Feinberg 1980, 125)。

って、通常の子どもと同様の教育を受けていた際に手にしていたであろう選択肢が排除されてしまうという点で、子どもの将来の選択肢は大幅に閉ざされると考えられるからである。これは、子どもの将来の可能性を侵害していることになる。このように、Feinberg によれば、極端に偏った親の価値観を子どもに押し付けることは「開かれた未来への権利」の侵害に他ならないのである (Feinberg 1980, 131-134)。

3. デザイナー・ベビー議論における「開かれた未来への権利」

上述したように、Feinberg によって提唱された「開かれた未来への権利」は、子どもが成人した際に自律的な主体者として自らの人生について選択を下していくことを想定した上で、将来の可能性をなるべく多く残しておくことを意味していた。本章では、新優生学の代表的擁護論者である A. Buchanan と N. Agar による議論において、「開かれた未来への権利」がどのように捉えられているのかを概観する。この権利によって、生まれてくる子どもの遺伝子操作を試みる親の決定がどのように制限されているのか、そして結果的にどのような操作が許容あるいは禁止されているのかに着目していく。

3.1. どんなライフプランにおいても有益な特性の付与

まず、この分野の重要文献の一つとして、しばしば引用されている Buchanan らによる議論を押さえない。本稿で扱う *From Chance to Choice: Genetics and Justice* (『偶然から選択へ』) は、遺伝子操作の倫理について書かれた 4 名の生命倫理学者による著作である。ここで押さえておきたい彼らの議論の前提は、遺伝子操作と教育との間に道徳的差異を認めていない点である。

Buchanan らによれば、親が「最善」(best) の子どもを持つとすることは、既に一般的に認められており、時には義務にさえなっているという。たとえば、子どもの健康を願う親は、栄養バランスに気を配った食事をつくり、ワクチン接種などを通じて特定の疾患に対する免疫を子どもにつけさせる。さらに、将来、スポーツ選手になることを期待して、サッカーやバスケットボールのチームに入れるという選択も親に委ねられている。思いやりや道徳的配慮を持った子どもになるようにと、何年にもわたって宗教的教育を受けさせたり、然るべきコミュニティに参加させたりすることも許されている。(Buchanan et al. 2000, 156-159)

このように、既に、子孫のために最善を追求していく親の自由が基本的に容認されているのであれば、なぜその手段を養育や教育だけでなく、遺伝的手段にまで拡大しないのかと Buchanan らは問うのである。むしろ、(人間は、遺伝子と環境の相互作用によって形作られ

ていくという前提はあるものの)、最善の子孫を追求する過程において表現型を修正することが可能であるならば、なぜ、より容易に目的を達成しうる遺伝子操作という手段を加えないのであろうかとさえ主張する⁹ (Buchanan et al. 2000, 159-160)。

遺伝子操作と環境的操作との間に道徳的差異を認めない以上、親による子どもへの遺伝的介入は容認される。ただし、Buchanan らも主張しているように、遺伝的介入についての彼らの関心は、他者にとってではなく、その対象者となる子どもにとっての善や害にある (Buchanan et al. 2000, 164)。なぜ、個々の親による様々な善き生の概念を認めつつも、子どもの遺伝的質の改善を目指すエンハンスメントに一定の制限を課しているのかといえ、親の嗜好に基づいた特異なライフプランにしか適用できない子どもをつくることを目的とした遺伝子操作から子どもを守るためである (Buchanan et al. 2000, 170)。したがって、遺伝的介入の結果として子どもにとって何が最善となりうるかについての判断は、ある程度、生まれてくる子どもに配慮して下されるのが望ましいと言える¹⁰。このように、新優生学はそれぞれの親が考える「望ましさ」を尊重しつつも、生まれてくる子どもの視点に立った判断を求めているのである。

では、具体的にどのような判断が操作者である親に求められることになるのであろうか。ここで Buchanan らは、生まれてくる子どもに対する配慮として Feinberg の「開かれた未来への権利」を援用している。それは、遺伝子操作に際して親に期待される中立性のようなものの (a kind of neutrality) であり、Buchanan らの議論では以下のように解釈されている (Buchanan et al. 2000, 170)。

すなわち、親には、子どもが大人になる成長過程において、実践的な判断や自律的な選択に必要な能力を伸ばしていけるように助ける責任がある。加えて、少なくとも、その社会の他の構成員が選択可能な、様々なライフプランの範囲を子どもが獲得するために必要とな

⁹ Buchanan らは、遺伝子操作が本質的に個人を変えてしまうのに対し、環境的操作は本質的ではない部分を変えるにとどまるという見解は誤解であると述べる。たとえば、生まれてきた子どもに予防接種を施し特定の疾患を予防することと、生まれてくる前に遺伝子操作によって同じ疾患を予防することは基本的には手段の違いでしかなく、後者を選んだからといって直ちに子どもを本質的に変えてしまうとは言えない (Buchanan et al. 2000, 160)。

¹⁰ この点に関して、彼らは一つの方法として、生まれてきた子どもが後付けで親の選択を承認してくれることを期待できるような判断を下すといったことを挙げている。ただし、遺伝子操作に限ってこの方法は脆弱すぎるとして棄却している。たとえば、教育であるならば、環境的操作によって子どもを改変しようとするので、それが子どもにとって最善かどうかを判断する子ども自身の能力自体は生来のままであるが、遺伝子操作はそうした判断能力さえも改変してしまう恐れがあるので、この方法は空虚なものになってしまう (Buchanan et al. 2000, 164-165)。

るであろう適度なスキルや能力を発達させることも求められている。したがって、親の考える特定の善さに基づいた人生を押し付けたり、善い生の概念に関わっているコミュニティを存続させたりするために、本来、子どもが享受することが出来たであろうほとんどの機会を閉ざしてしまう親の行為は明らかに悪いということになる（Buchanan et al. 2000, 170）。

そして、Buchanan らも Feinberg と同様に、アーミッシュによる教育の事例を持ち出して批判している。その教育を受けることで、アーミッシュという特殊な人生を歩むのに適した資質を身につけることはできても、同時に、その他の多くの選択肢が閉ざされてしまうことから、子どもの「開かれた未来への権利」は侵害されていると言えるのである（Buchanan et al. 2000, 171）。

以上のような主張から推察するに、ここで子どもの自由として想定されているのは、自らの人生に関して自律的な主体者として選択していく自由であると言えよう。そして親は、なるべく多くの将来の可能性を子どもに残すことが求められるが、それは選択の可能性を拡大しうる能力を出来る限り獲得させておくことと読み替えることもできよう。ここではアーミッシュの教育が事例として持ちだされていたが、論者が教育と遺伝子操作に道徳的差異を認めない立場に依拠していることに鑑みれば、遺伝子操作においても同様のことが言える。

その他の環境的介入においても同様であるが、開かれた未来への権利を認めることと、最善の生と考えられるものを子どもに付与するために遺伝子操作を利用する親に対して実質的な決定権を与えることは両立する。求められているのは、そういった介入が開かれた未来への権利を侵害してしまうほどまでに、子どもの機会の範囲を狭めてしまわないようにすることである（Buchanan et al. 2000, 171）

したがって、子どもの将来の選択肢を極端に狭めてしまうような操作は回避されるべきであるし、何らかの遺伝的介入を考える場合には、なるべく将来の可能性を拡大ないしは少なくとも減少させないような操作であることが望ましいと言えよう。ただし、Buchanan らも言及しているように、どういった遺伝子操作が、「開かれた未来への権利」を侵害し、結果的に、両親の好む特殊な人生に適応できたとしても、そのほかの多くの人生に適応できないようにさせてしまうのかについての的確な基準はない（Buchanan et al. 2000, 171）。

となると、許容できる遺伝子操作に明確な線引きをすることは困難であると認めざるを得ないものの、Buchanan らは、少なくとも子どもの将来の福祉を脅かすような操作は控えるべきであるとしている。たとえば、ピアニストやテニス選手などといった特定のライフプランを想定した操作は、親による幼少期からの過度な特訓などに繋がるなど、子どもの自律

や将来の選択肢を狭める可能性があるので注意が必要である。同時に、親に子どもの「開かれた未来への権利」を尊重させるという条件は、子どもにとっての将来の可能性を保護するというだけでなく、あらゆるタイプの不確実性や失敗から子どもを守ることにもなる。たとえば、子どもの最善の利益が親の判断と一致しないかもしれない。親が最善と考える人生であっても、結果的に、子どもに対して適さないものとなることは容易に予測できる。また、世代を超えて持続性が見込まれる価値ではなく、特定の時代における社会的価値観に基づいて善き生についての決定を下してしまうかもしれない。しかも、そういった判断によって、人種差別や階級主義、性差別などが悪化するおそれもある (Buchanan et al. 2000, 171-172)。したがって、「開かれた未来への権利」に配慮するのであれば、特定のライフプランにとって有利となる特性よりも、あらゆるライフプランの遂行において有益である特性、すなわち、「汎用の手段」(general-purpose means) を付与するべきであるということになる (Buchanan et al. 2000, 167-169)。

では、「汎用の手段」として想定されているのは、どういった特性であるのか。一例として Buchanan らが挙げている特性が視力である。標準的な人間の視力が「汎用の手段」とみなされるのは、それがほとんどの人間が標準的に掲げている目的の遂行にあたって、有益で重要な能力であると考えられるからである。重要なのは、この能力が、ごく少数の者のみが受け入れ、多くの者が拒否しうるような特異な人生計画にとって有益であるというだけでなく、他のあらゆる人生においても同様に有益と考えられるということである¹¹ (Buchanan et al. 2000, 167)。

ところで、こういった議論をすると、しばしば視力に不自由のある者にとって差別的な見方をしていると捉えられかねないが、彼らによれば、視力の喪失はその人生に価値がないことを意味しないし、視力の喪失によって得られる別の善の存在があることも否定しないという。ただし、視力のような汎用性の高い能力の喪失は、多くの人が評価して選択する人生の範囲を著しく狭めたり、その遂行をより難しくさせてしまうことは認めている¹²。

¹¹ 視力が汎用性の高い能力である根拠について、Buchanan らは次のように述べている。

「人々が受容するライフプランの遂行にあたって、視力の喪失を害ではないとする立場がほとんどないうえに、視力を持っていることを利益ではないとする立場もほとんどないと言える。」(Buchanan et al. 2000, 167)。

¹² ただし、全ての障がい汎用の能力の喪失に該当するわけではない。たとえば、片手の運動機能の喪失は、代替不可能な演奏スキルをもっている音楽家にとっては致命的であるが、他方、この運動機能を使う必要のない仕事に従事している者にとっては、そこまで深刻な損失ではない。これは、個人がどのようなライフプランを遂行しているかによって深刻さが変動する特性の例である。これに対して、「汎用の手段」に該当する能力はどのような人生においても、基本的にその重要性が変動することはないと考えられる (Buchanan et al.

(Buchanan et al. 2000, 168)。ちなみに、こういった「汎用の手段」として Buchanan らは、記憶力の増大や免疫強化、老化遅延なども想定している (Buchanan et al. 2000, 186)。そうなってくると、既に金森や桜井などによる先行研究でも指摘されているとおり、現実的に親が選択できる遺伝子操作は、子どもに音楽的才能を加えたり、高身長にしたりといった改良的なものより、現在行われている予防接種のような治療的要素の強いものにとどまる (金森 2005; 桜井 2007)。それも、リスクや不確実性という問題をある程度乗り越えた上での実施と考えられるであろう。

ここまで、「開かれた未来への権利」を軸としながら、Buchanan らの議論を概観してきた。多大な不確実性を孕んだ遺伝子操作や特定のライフプランを想定した操作は、子どもの「開かれた未来への権利」を侵害するものとして回避すべきものとされていた。そのかわり、どのようなライフプランの遂行においても有益とみなされる能力の付与は、子どもの将来の可能性を狭めることがない操作として容認されていた。

3.2. 親の企図と真っ向から対立するライフプランの選択可能性の保持

前節では、Buchanan らの議論の大まかな流れを押さえた。本節では、同じく新優生学の代表的擁護論者の一人である N. Agar の議論を「開かれた未来への権利」に着目しながら追っていきたい。Agar は、ニュージーランドのヴィクトリア大学の哲学者で、現在までにクローニングやエンハンスメントなどの倫理について幾つかの著作を出版しており、今回、本稿で取り上げる *Liberal Eugenics* もそういった著作の一つとしてしばしば国内外の生命倫理議論において引用されている。まず、「開かれた未来への権利」の議論に移る前に、Agar の前提としている遺伝子操作における自由について確認しておきたい。

Agar が新優生学を擁護しているのは、それが過去の優生学にみられたような一元的な理想的人間像を押し付けるものではなく、多元主義を尊重しながら、それぞれの親が持っている善き生の概念を子の世代において実現することを可能にしてくれるからである (Agar 2004, 6)。ただし、Agar も述べているように、子どもの遺伝子操作における多元主義は、決して相対主義を意味しない。多様な価値観を尊重することでエンハンスメントを用いる最高の方法を規定することはできなくても、それらの使用の幾つかは明らかに間違っているといえる (Agar 2004, 101)。

間違った遺伝子操作として、ここで Agar は主に二つのタイプの遺伝子操作を想定している。一つは、レッシュナイハン症候群などの一般的に重篤と考えられている疾患遺伝子や対立遺伝子を故意に付与する操作である。重篤な疾患に子どもを罹患させたり、何らかの健康

2000, 168)。

問題を故意に引き起こすという目的でエンハンスメント技術を使用することは、間違いなく悪いと言える。もう一つのタイプは、ライフプランの選択とその追求の自由を妨げようとする操作である (Agar 2004, 102)。

そして、この二つのタイプの遺伝子操作のうち、後者の自由を侵害するものについて Agar は議論を進めている。ここで、Agar は I. Berlin の理論を引用して、哲学的な議論における二つのタイプの自由について言及している。Berlin によれば、そのひとつは、消極的自由 (negative freedom) といわれるもので、外部からの制限や妨害がない状態を意味する自由であり、もう一つは積極的自由 (positive freedom) といって、自分自身で自律的に決定し、自らを方向づけるという意味での自由である (Berlin 1990=1971)。すなわち、積極的自由とは、個人の意思を実現していくにあたって必要な能力を備えている状態であると言えよう。そして Agar は、後者の積極的自由こそ、遺伝子操作における自由について議論するうえで有用であるとして着目している (Agar 2004, 103) ¹³。

ただし、ここで注意したいのは、Agar の言及している自由が、(より厳密には) A. Sen の潜在能力アプローチ (the capabilities approach) に由来している点である (Agar 2004, 103)。ちなみに、Agar が Sen の議論を持ち出すのは、後で述べるように誤ったエンハンスメントの使用法についての区別を試みるためである。ここでは、先に Sen の議論について触れておきたい。Sen は潜在能力アプローチを「機能」(functionings) という概念から始める。それは、「ある人が実行したり、なったりすることに価値を認める様々のこと」として解釈されているものである。この「機能」は、「適切な栄養摂取」や、「避けることのできる病気にかからない」といった初歩的なものから変化していき、「地域の暮らしに参加している」、「自尊心を持つ」、といった複雑な活動を含むものや個人の状態へと至るかもしれないものである (Sen 1999, 75=セン 2000, 83-84)。

Agar は、こうした「機能」に着目した上で、「ある人物にとって利用できる一連の代替可能な機能が彼女の真の自由 (real freedom) を決定づける」(Agar 2004, 104) と述べている。すなわち、「より多く真の自由を有している者ほど、自身の人生を首尾よく追及できる」(Agar 2004, 104) のである。以上を踏まえて、Agar はエンハンスメントと自由の侵害について次のように述べている¹⁴。

¹³ たとえば、深刻な障がいなどは外的な制約ではないものの、ある程度できることが制限されるという意味では積極的自由の範囲が狭まっていると言える (Agar 2004, 103)。

¹⁴ ただし、Agar も述べているように、エンハンスメントの制限にあたって、真の自由 (real freedom) に訴えることは、Sen 自身の開発倫理における用いられ方と完全に類似していないと断りがされている (Agar 2004, 103)。

子どもの真の自由を拡大、あるいは、そうしなかった場合〔エンハンスメントを使用しなかった場合〕に得ていたよりも拡大した真の自由を持った子どもをもうけるために、親にエンハンスメント技術を利用することを要求しているのではない。そうではなくて、親には、彼らの優生学的追求の過程において、子どもの真の自由を減らさないこと、そうしなかった場合より真の自由が少ない子を持たないことを要求する (Agar 2004, 104)

ここから読み取れるのは、エンハンスメント技術を通じてより多くの能力を積極的に付与し、子どもの自由を拡大することへの期待でなく、遺伝子操作によって子どもの能力を狭めてしまうことを危惧する姿勢であると言えよう。Agar が Sen の議論に着目していることを考えれば、代替できる機能をより多く有している状態を侵害しうる操作は控えるべきということになるであろう¹⁵。

ここまで、Agar の議論において前提とされていた自由について概観してきた。このことを踏まえて、改めて「開かれた未来への権利」に関する議論に移りたい。ここで押さえておきたい前提は、Buchanan らと同様に Agar も、遺伝子操作と教育との間に道徳的な差異を認めない姿勢を保持している点である。Agar は、遺伝子を変えることと食事や学校を変えることが同様の効果をもたらすのであれば、それらを同じように評価するべきであるとしている。言い換えれば、結果に違いが見られた時にのみ、それらに対しての道徳的判断が変わるということになる (Agar 2004, 112) ¹⁶。この前提に基づいたうえで、Agar は Feinberg や Buchanan らと同じくアーミッシュ教育を取り上げながら、エンハンスメントと親による行き過ぎた操作についての議論を進めていく。

先に述べているように、Feinberg は、アーミッシュ教育を子どもの「開かれた未来への権利」の侵害に値するものとして批判していた。Agar によると、子どもの将来の可能性を最大化すべきであるという Feinberg の考えを、先述した真の自由に置き換えるのであれば、親にはかなり強い制限が課されることになると思う。言い換えれば、子どもの「開かれた未来

¹⁵ Agar も述べているように、実際には、どういったエンハンスメントが子どもの真の自由を減少させてしまうのかについての的確に判断するのは困難であろう。加えて、子どもが成人するまで、遺伝子操作の結果を正確に把握することは不可能である (Agar 2004, 105)。そこで、Agar が現実的な視点からエンハンスメントを正しく規制するにあたって提案するのが、エンハンスメントに至った動機を完全に拒否できる余地を残しておくこと、そして彼女自身が選んだ人生を首尾よく遂行できる可能性が残されてなければならないというラインなのである (Agar 2004, 106)。

¹⁶ Agar は、nurture principle 「もし我々が子どもの環境を変えることによってある特性を生み出すことが許されるのであれば、彼らのゲノム変えることによって同じ特性を生み出すことも許される」を定式化している (Agar 2004, 113)。

への権利」を守ることは、真の自由を最大化する義務と同等であると考えられるのである。だが、子どもの将来の可能性を守るためであるとはいえ、現実的に考えた時に、子どもの人生を方向づける親の価値観にはある程度の役割が認められているはずである（Agar 2004, 123）。つまり、将来の可能性の最大化を最優先にするということは、極論をいえば、親が子どもの人生に一切の影響を与えずにいることになりかねない。たしかに、親が子育てにおいてこうした態度をとり続けるのは、やや非現実的であると認めざるを得ない。

さらに、Agar は Feinberg のアーミッシュ批判が的を射ていないと指摘する。アーミッシュが子どもを公立学校に行かせないことは子どもの将来の選択肢を狭めていると言えるかもしれないが、反対に、公立学校に通ってしまうことによって、アーミッシュ教育を受けることでしか獲得できない選択肢を閉ざしてしまうと解釈することもできる（Agar 2004, 123）。よって、アーミッシュによる教育が子どもの「開かれた未来への権利」を侵害しているとは一概に言い切れない。

Agar は続ける。もし、親に施された教育の結果として手にした選択肢が、公立学校に行かないことで失う選択肢に相当すると考えられるのであれば、最終的な子どもの自律の侵害には至っていない。すなわち、その親のしつけは正当化可能である。（Agar 2004: 123-124）。このように、得られた選択肢と失った選択肢が同等のものであると考えられるのであれば、必ずしも親の価値観に依拠したしつけや教育が批判の対象になるとはいえない。

では、Agar の想定する「開かれた未来への権利」を侵害する操作とはどのようなものであろうか。それは、既に述べた真の自由に関する Agar の議論にもみられたように、子どもの能力や可能性を狭めてしまう操作であると言える。Agar は次のように述べている。

もし、操作者（enhancer）の価値観と真に向から対立する価値観に依拠した成功した人生をつくりだせないようなエンハンスメントであるなら、我々はそれを真の自由を減らすものと見なすであろう（Agar 2004, 124）

したがって、生まれてくる子どもが親の意図と対立するような人生を歩める余地を残しておくことが「開かれた未来への権利」を守る条件になると考えられる。これは、教育にも言えることであり、Agar によると、親の希望通りに子どもを導くことが見込まれるのと同時に、そういった親の価値とは正反対の人生を追求できる可能性を残しておけることが、ある教育を実現する際の条件になるという（Agar 2004, 124）。

さらに、Agar は遺伝子操作による効果が限定的なものであることを強調する。というのも、遺伝子操作は、あくまでもあるライフプランの可能性を上げるに過ぎず、ライフプランの選択を可能にするわけではない。つまり、遺伝子操作を行う親がある特性を子どもに付与

しようとする際に、それが子どもの人生にとって確実に有益なものであるかは判断不可能である。だからこそ、親は自らの下した選択が生まれる子どもによって拒否される事態をも想定しておかねばならない (Agar 2004, 126)。

ここまで、Agar の「開かれた未来への権利」に関する議論を追ってきた。親の行き過ぎた介入によって、遺伝子操作しなかった場合に得られていたであろう選択肢が閉ざされてしまったり、親の意図から外れた人生を送る可能性が残されていない場合、子どもの自由は侵害されていると言えよう。

4. デザイナー・ベビー議論における「開かれた未来への権利」の検討

前章では、デザイナー・ベビー議論の文脈における「開かれた未来への権利」について概観した。本章では、それらの議論を検討しながら、操作者である親と被操作者である子どもの自由について考察を加えたい。

4.1. 「汎用の手段」(general purpose means) は子どもの自由を侵害しないのか？

Buchanan らの議論では、特定のライフプランを想定した操作よりも、あらゆる人生において有益な能力を付与することが望ましいとされており、そうした操作の具体例として、記憶力の増大や免疫強化、老化遅延などが挙げられていた。たしかに、こういった操作を施された子どもが、将来的に、自分の人生の選択肢を狭められたと親に訴えてくるような事態は想像し難い。ただし、そういった操作を社会全体の人口に対して現状の予防接種のように実施した場合、たとえ「汎用の手段」と考えられる特性であったとしても、子どもの将来的な選択肢が狭められてしまう事態が想定できるのではなかろうか。

たとえば、既に、Walters と Palmer が指摘しているように、老化防止や免疫系の強化の結果、平均寿命が延び、社会の総人口が増加していくことによって、食糧問題や環境問題が深刻になるというリスクが増大していくことが予想される (Walters and Palmer 1997, 116)。だからといって、ただちに免疫強化などの操作をすることを控えるべきだと言いたいわけではない。また、資源が枯渇した未来社会においては、現状で有益であるとみなされていた特性にどこまで価値が付与されるのか、言い換えれば、環境汚染や食糧問題が深刻な状況下で長生きすることに価値があると言い切れるかどうかについて論じたいわけでもない。

ここで論じたいのは、「汎用の手段」であっても、社会構成員のほとんどがその操作を施された場合、社会の環境が変化し、間接的に選択の幅が狭められてしまう可能性があるのではなかろうかということである。もちろん、遺伝子操作をしても全員が全員、その効果を得ることは難しいと思われるが、傾向として長生きをする人が多い社会が到来することは考

えられる。たとえば、免疫強化などの操作で人口が爆発的に増加した結果、社会資源が枯渇し、親世代が生きている社会と生まれてくる子どもが生きていく社会の環境が大幅に変わってしまうかもしれない。その場合、親世代において当然のように選択できたことが、未来社会で不可能になってしまうことは想像に難くない。深刻な環境汚染で生活状況が一変したり、必要最低限の食糧さえ入手できないかもしれない。そのような社会が到来すれば、たとえ自律的な主体者としての自己決定能力を持ち合わせていたとしても、操作されなかった場合に獲得できていたであろう選択肢と同等のものを得られるかは定かではない。多くの者にとって有益な特性であるからこそ、より多くの親が遺伝子操作によってそれらを子どもに付与しようとするのが想像できるが、そうなった場合に間接的に現れてくる環境の変化によって、意図せずとも子どもの選択の幅が狭められてしまうと考えられるのである。だからといって、ここでの筆者の主張は、「汎用の手段」とされている操作でさえも許容すべきではないということではない。ここでは、汎用性の高い特性の付与であっても、生まれてくる子どもの「開かれた未来への権利」を保護できない事態が想定できるのではないかとこのことを指摘するにとどめたい。

4.2. 親の価値観と対立する人生の実現を阻む操作とは？

前章で確認したように、Agar は、操作者である親の企図と真っ向から対立する人生を選択できる余地を、子どもに残しておけるような遺伝子操作にとどめるべきであると述べていた。だが、たとえこの基準が許容できる操作とそうでないものの間に明確な境界線を引けないとしても、より具体的には、どのような操作がこれに抵触し親の選択を制限するのであろうか。

もちろん、既に述べたように、遺伝子操作によって子どものライフプランを完璧に選択できない以上、親には慎重な態度が求められるのは言うまでもない。たとえば、Agar は、子どもをオリンピックのような一人勝ち競争の勝者にすることを目的に、遺伝子操作を行うことは禁止すべきであると述べる。知性であれ、運動能力であれ、競争に子どもを参入させるために何らかの特性を授けることを主な目的としているエンハンスメントの利用は許されない。なぜなら、競争に勝つという人生は自らで選択するものであり、他者に押し付けられるものであってはならないからである。遺伝子操作のこういった利用法は、明らかに生まれてくる子どもが、自ら選択した人生を追求することを妨害し、自律を侵害することに他ならないのである (Agar 2004, 128-131)。

興味深いのは、Agar が特定のエンハンスメントではなく、特定のエンハンスメントの利用法を禁止しようとしている点である。先ほどの例で言うなら、競争目的という親の意図が

問題視されていたのであって、知性や運動能力を改良すること自体を禁止すべきとは述べられていない。むしろ、Agar は、知性や運動能力は他者との競争のためだけに価値を持つのではなく、その特性自体にも価値があるので、競争目的でなければそういったエンハンスメントは許容できるとしている。たとえば、知性を使って自分の置かれている世界をきちんと理解できることはそれ自体に価値があるので、そういった目的の操作であれば、子どもの「開かれた未来への権利」は侵害されない (Agar 2004, 127-131)。

以上から、「開かれた未来への権利」を守るにあたっては、同じ操作であったとしても、その操作を加える動機の方が重要であると考えられる。となれば、許容できる操作とそうでないものの境界線は、いっそう曖昧になるであろう。子どもの将来のライフプランを狭めるかどうかという点に関して言うのであれば、身長を 2 メートルにするなどの極端な操作でもない限り¹⁷、子どもの選択肢を狭めうると正確に判断することは容易ではない。

また、遺伝子操作の影響によってのみ人間が形成されるわけではないと考える Agar は、遺伝子操作が直ちに子どものライフプランを決定するわけではないと述べている。遺伝子操作された事実に変更できなくとも、付与された遺伝子を開花させないようにコントロールすることは可能である。たとえば、遺伝子操作を通じて高い知性を潜在的に持っていたとしても、学校に行かないという選択によって、知性の影響を受けにくい人生を歩むことは可能である¹⁸ (Agar 2004, 117)。

そうなってくると、子どもが親の意図に真っ向から反対する人生の追求を妨害するような操作の範囲が定められない以上、「開かれた未来への権利」を侵害しうる操作であると言いきれるものは、案外、少ないのではないかという疑問が生じる。

たとえば、子どもを有名な科学者にしたいと考える親が、遺伝子操作によって子どもに然るべき才能を付与することと、将来、子どもが科学者になりたいと希望することを想定して、少しでも有利になるようにと予め才能を付与しておくのとでは、同じ操作であっても子どものライフプランの形成に与える影響は異なるのではなかろうか。前者は親の願望に強く

¹⁷ たとえば、身長を 2 メートルにしようと操作することは、バスケットボールの選手になるには適しているが、騎手になるには適さない。遺伝子操作による身長の決定が、子ども自身の望むライフプランの形成を妨害することになると言う意味で、これは「開かれた未来への権利」の侵害であると言えよう。

¹⁸ ある特性を付与されたからといって、必ずしもそれを活用する人生を歩む必要はないという類の指摘は金森によってもされている。金森は、身長を例に挙げているが、190 センチの身長があるからといって必ずしもバスケットボールの選手になる必要はないので、子どもの「開かれた未来」を閉ざしていることにはならない。むしろ、そういった人生を歩みたいと願う時に、有利な特性を持っていることは可能性が開かれていると捉えることも可能である (金森 2005, 24)。

影響されているので、生まれた子どものアイデンティティの侵害や、他のライフプランの可能性を狭めることが危惧される。他方、後者の場合は、子どもの主体性を尊重することを前提に、あくまでもそれを助長することを目的としているので、才能が開花しない場合や、それを発揮する人生を選ばない事態が想定されていると考えられる。むしろ、何らかの特性を付与することで、他の遺伝子に悪影響を与えるなどの事態は除くが、少なくともリスクや安全性の問題がある程度クリアされたあかつきには、先に挙げたような操作を「開かれた未来への権利」の侵害であると即座に識別できないであろう。

5. 結論——新優生学の「自由」について

前章では、デザイナー・ベビー議論における「開かれた未来への権利」について検討した。以下では、そうした検討から明らかになった新優生学思想における「自由」の一端を述べて、本稿の結論としたい。

少なくとも筆者の理解する限り、Buchanan らと Agar の議論は新優生学を擁護しているとはいえ、遺伝子操作に対して、ある程度、慎重な姿勢を見せていると言えよう。デザイナー・ベビーの議論における「開かれた未来への権利」の保護とは、子どものライフプランの遂行を妨害しないような、将来の選択肢を狭めないような操作にとどめることであった。そしてそれは、あらゆる人生にとって有益とされる特性を付与するにとどめることであり、親の企図と対立する人生を選択できる余地を残しておくことであった。この制限ラインのおかげで、リスクの不明な操作や、親の極端な欲望に基づく操作を禁止できるので、その意味で子どもの自由は守られていると言える。

ただし、前章での検討を通じて以下のことが明らかになった。まず、汎用性の高い特性であっても、より多くの者が付与された結果として社会環境が変化した場合、間接的であれ子どもの選択肢の幅が狭められてしまう事態が想定できる。また、特定の遺伝子操作の禁止というよりも、それを利用する親の企図を含めたうえでの規制を前提としている以上、「開かれた未来への権利」を侵害する操作の線引きはかなり曖昧になってしまう。さらに、ある特性の付与が直ちに子どもの人生を方向づけないどころか、場合によってはより選択の幅を拡大しうると考えられる以上、禁止すべきであると容易に判断可能な操作よりも、判断に迷う操作の方が多いと解釈することもできる。このことから、「開かれた未来への権利」という制限ラインに明らかに抵触する操作は少なくなる可能性が示唆された。

以上を踏まえると、「開かれた未来への権利」によって、子どもの自由をどこまで守ることができるかには疑問が残る。むしろ、「開かれた未来への権利」を侵害しないことを条件

に遺伝子操作を認めた場合、これに抵触しない操作が多ければ多いほど、親の自由な選択の幅は広がっていく。仮に、ある操作が当初の予想に反して、結果的に子どもの「開かれた未来への権利」を侵害してしまったとしても、それが判明する頃には操作された子どもはある程度成長していることになり、その時点で操作をなかったことにすることは不可能である。この点は、遺伝子操作と教育との間に道徳的差異を認める新優生学の批判論者の指摘にも通じるかもしれない¹⁹。したがって、親の自由は多少なり制限されることこそあれ、侵害される事態は想定しにくい反面、子どもの自由は侵害されうる可能性が残ることは否めない。

そしてさらに言うのであれば、ここで「開かれた未来への権利」を考慮するのが遺伝子操作を行う親である以上、その対象となるのは言うまでもなく、そういった親の子どもである。つまり、新優生学にとって、遺伝子操作という手段を講じることができない親や元よりそうした操作をしたくないと考える親の子どもは考慮の対象に入っていないと解釈するのが妥当であろう。遺伝子操作をする際に他人の子どもへの影響について考慮すべきかどうかは議論の余地があるものの、少なくとも、遺伝子操作されない子どもにも「開かれた未来への権利」はあるといえよう。そうであるならば、ある遺伝子操作が本当の意味で「開かれた未来への権利」を侵害しないといえるのは、それが遺伝子操作をする親の子どものみならず、他人の子どもの将来の可能性をも侵害しないと言える場合に限られるのではなかろうか。また、遺伝子操作は通常教育とは異なり、その影響は一世代にとどまることなく次世代にも遺伝というかちで少なからず影響していく事態が想像できる。その意味では、未来の子どもが享受するであろう権利にも配慮が必要であるように思われる。今後は新優生学が想定する「自由」が、決定を下す個人（親）とその子どもという範囲に終始しがちである点を考慮したうえで、同世代の社会構成員や将来世代に対してどのような眼差しを向けているのか考察を深めていくことにより、この思想の妥当性を吟味することも必要となってくるであろう。

本稿の結論からは、新優生学が行き過ぎた遺伝子操作から子どもを守るために自ら設けている防波堤が、十分に機能しない可能性が示唆された。また、新優生学が掲げている多元主義や親の自己決定尊重の背景には、少なからずとも軽視されている別の自由の存在があることも明らかとなった。以上、本稿では「開かれた未来への権利」という切り口から新優

¹⁹ 遺伝子操作と教育との類似を強調する新優生学擁護派に対して、批判論者からは両者の差異について指摘があがっている。たとえば霜田によると、教育では、子ども固有の価値観や嗜好によって、親の試みは拒否され妥協せざる得ない状況になることもあるが、遺伝子操作の場合、一方的に操作者である親が子どもを操作可能な他者として扱っており、対称的なコミュニケーションは不可能である。一方が他方を変更不可能な手段によって操作することを個人の自己決定権の範囲に位置づけることは認められない（霜田 2003）。

生学の「自由」について考察を試みたが、あくまでもこの思想の一端を明らかにしたに過ぎない。今回、紙幅の関係上、「開かれた未来への権利」が前提としている自由そのものの妥当性の検討など出来なかったが、稿を改めて検討することとしたい。

※本論文は、JSPS 科研費（26・6655）の助成を受けたものです。

引用文献一覧

- Agar, N. 2004. Liberal eugenics: In defense of human enhancement. Oxford: Blackwell.
- Berlin, I. [1969] 1990. Four Essays on Liberty. Oxford: Oxford University Press. (=生松敬三・小川晃一・小池銑訳 [1971] 『自由論』、みすず書房。)
- Buchanan, A., D. W. Brock, N. Daniels, and D. Wilker. 2000. From chance to choice: Genetics and justice. Cambridge, U.K., New York: Cambridge University Press.
- Caplan, A., G. McGee, and D. Magnus. 1999. What is immoral about eugenics?. The British Medical Journal 319: 1284-1285.
- Feinberg, J. 1980. The child's right to an open future. In Whose child? Children's rights, parental authority, and state power., eds. W. Aiken and H. L. Follette, 124-153. Totowa, NJ: Littlefield Adams.
- Fukuyama, F. 2002. Our posthuman future: Consequences of the biotechnology revolution. New York: Farrar, Straus and Giroux. (=鈴木淑美訳 [2002] 『人間の終わり——バイオテクノロジーはなぜ危険か』、ダイヤモンド社。)
- Güvercin, C. H., and B. Arda. 2008. Eugenics concept: From Plato to present. Human Reproduction and Genetic Ethics 14, no. 2: 20-26.
- Gosden, R. 2000. Designer babies: The brave new world of reproductive technology. New York: Freeman. (=堤理華訳 [2002] 『デザイナー・ベビー』、原書房。)
- Habermas, J. 2003. The future of human nature. Cambridge, UK: Polity. (=三島憲一訳 [2004] 『人間の将来とバイオエシックス』、法政大学出版局。)
- Harris, J. 2005. Reproductive liberty, disease and disability. Ethics, Law and Moral Philosophy of Reproductive Biomedicine 1, no. 1: 13-16.
- 金森修 (2005) 『遺伝子改造』、勁草書房。
- Kass, L. 2002. Life, liberty, and the defense of dignity: The challenge for bioethics. San Francisco: Encounter Books. (=堤理華訳 [2005] 『生命操作は人を幸せにするのか』、日本教文社。)
- 松原洋子 (2000) 「優生学」『現代思想』28 卷3 号、196－199 頁。
- 桜井徹 (2007) 『リベラル優生主義と正義』、ナカニシヤ出版。
- Sandel, M. 2007. The case against perfection: Ethics in the age of genetic engineering. Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press. (=林芳紀・伊吹友秀訳 [2010] 『完全な人間を目指さなくてもよい理由——遺伝子操作とエンハンスメントの倫理』ナカニシヤ出版。)

- Sen, A. 1999. Development as freedom. New York: Alfred A. Knopf. (=石塚雅彦訳 [2000]『自由と経済開発』、日本経済新聞社。)
- 霜田求 (2003)「生命の設計と新優生学」『医学哲学 医学倫理』21 号、31－45 頁。
- Sinsheimer, R. 1969. The prospect of designed genetic change. *Engineering and Science* 32, no. 7: 8-13.
- 菅沼信彦 (2012)「生殖補助医療の現状と展望」菅沼信彦・森永審一郎編『シリーズ生命倫理学 第6巻 生殖医療』丸善出版、1－23 頁。
- 杉浦真弓 (2012)「着床前診断」菅沼信彦・森永審一郎編『シリーズ生命倫理学 第6巻 生殖医療』丸善出版、109－122 頁。
- Walters, L., and J. Palmer. 1997. The ethics of human gene therapy. New York: Oxford University Press.

**“Liberty” in New Eugenics:
Discussion about “Right to an Open Future” in Designer Babies’ Arguments**

Abstract

The purpose of this paper is to clarify a part of “liberty” in the new eugenics through considering “right to an open future” in the arguments about Designer Babies. The new eugenics encourages parental self-determination and permits parents to have “desirable” children by using assisted reproductive technology (ART), nevertheless this shows consideration for prospective children’s liberty. The new eugenics attempts to protect children by permitting parents to use only genetic engineering not to infringe “right to an open future” proposed by J. Feinberg. Firstly, this paper introduces the underlying concept of “right to an open future”. Secondly, this paper confirms what sort of genetic enhancements are permitted or banned in the debate over Designer Babies and then discusses it. In conclusion, while it is questionable whether “right to an open future” could protect children’s liberty, this paper indicates that parents’ liberty would be protected unless they carry out extremely harmful manipulations.

Keywords: new eugenics, designer babies, “right to an open future”